

## 小城市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小城市広告掲載要綱(平成20年小城市告示第1号)第3条の規定に基づき、広告掲載の基準として必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、市民に不利益を与えないものとし、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性をもてるものとする。

2 屋外において掲載する広告の内容及びデザインは、広告掲載する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものではないものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (4) 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関係のあるもの
- (5) 宗教に関するもの
- (6) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
- (7) 第三者の氏名、肖像、談話、商標、著作権物等を無断で使用しているもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (10) 広告媒体の用途又は目的を損なうおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (12) 次に掲げる表現方法が不適切なもの
- ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現があるもの
  - イ 射幸心を著しくあおる表現があるもの
  - ウ 明らかに模倣、盗作等とみなされる表現があるもの
  - エ 広告主の代表者等の写真を含むもの
  - オ 残酷な描写、猟奇的な描写等の善良な風俗に反するような表現があるもの
  - カ その他不当な表示、虚偽の内容等が含まれるもの
- (13) 次に掲げる人権を害するおそれがあるもの
- ア 人権侵害、差別、信用毀損、名誉毀損又はプライバシーの侵害のおそれがあるもの
  - イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - ウ 性差別、性別による固定的な役割分担又は著しく性的感情を刺激する表現があるもの
- (14) 次に掲げる美観風致を害するおそれがあるもの
- ア 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
  - イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
  - ウ 著しくどぎつい、くどい等、デザイン性の劣るもの
  - エ 景観と著しく違和感があるもの、又は意味不明なもの
  - オ 身体の一部を強調するようなもの
  - カ その他美観風致を害するおそれがあるもの
- (15) 消費者保護の観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業によるもの
  - イ 将来の利益を誇示し、又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関するもの
  - ウ マルチ商法、睡眠商法等の悪質商法又は商品先物取引とみなされるもの
  - エ 法令に基づかない医療類似行為のうち、人の健康に害を及ぼす

おそれがあるもの、はなはだしい経済的な被害のおそれがあるものその他有害である可能性があるもの

オ 無許可の商品、粗悪品等の不適正な商品又はサービスを提供するもの

カ 責任の所在が不明確なもの

(16) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業若しくは同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類似する営業に関するもの

イ たばこに関するもの

ウ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(17) 社会的な観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体によるもの

イ 社会問題を起こしている業種又は事業者によるもの

ウ 社会問題についての主義主張又は係争中の声明を表現したもの

エ 行政機関、公的機関等から、悪質な行為などにより許可の取消し、指名競争入札等の指名停止を受けた事業者によるもの

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続中の事業者によるもの

カ 暴力、ギャンブル（公営ギャンブルを除く。）、麻薬、売春等を肯定し、美化し、若しくは助長するような表現又はこれらを連想若しくは想起させる表現のあるもの

(18) その他広告掲載が不適当なもの

ア 皇室、国旗等の尊厳を傷つけるおそれがあるもの

イ アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏

- 名、写真、推薦文等を使用したもの
- ウ あたかも市が支持、推奨又は保証しているかのような表現のもの
- エ その他掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

附 則

この基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。